

岐阜県公報

号外(三) 令和八年三月三十一日

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第三十二号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とする。

第十二条第一項中、「自動車税環境性能割に係るもの」を削る。

第八十三条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改める。

第八十三条の二から第八十三条の十までを削る。

第八十三条の十一第一項中「第百三十三号の十三様式」を「第百四十四様式」に改め、同条

を第八十三条の二とする。

第八十四条(見出しを含む。)及び第八十五条第二項第一号中「種別割」を「自動車税」に改める。

第八十六条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を

「自動車税」に、「していない」を「していない」に改め、同条第四項中「種別割」を

「自動車税」に改める。

第八十六条の二(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改める。

第八十七条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第八十五条

の二第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加え、「天災等」を「天災そ

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

一

特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

一九

訓令

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税務課)

一九

の他の災害（以下この項において「天災等」という。）に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号中「第百三十三号の様式」を「第百六号様式」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、減免を決定したときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

第八十七条の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第八十三号の八第一項各号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 社会福祉法人恩賜財団済生会

二 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会

三 全国厚生農業協同組合連合会の会員である社会医療法人（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定により医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項の認定を受けたものとみなされたものに限る。）

四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十三条に規定する国民健康保険団体連合会

第八十七条の二第二項中「第八十五条の二第一項」の下に「第二号に係る部分に限る。」を加え、「第八十三条の八第一項各号」を「前項各号」に、「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第三項中「種別割の」を「自動車税の」に、「第八十三条の八第一項各号」を「第一項各号」に、「種別割に」を「自動車税に」に、「種別割額」を「自動車税額」に、「第百三十三号の様式」を「第百六号の様式」に改め、同条第四項中「第八十三条の七第六項」を「前条第三項」に改める。

第八十七条の三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第九項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第八十三条の七第六項」を「第八十七条第三項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号中「第一項」を「第三項」に、「第百三十三号の様式」を「第百六号の様式」に改め、同項第二号中「第三項」を「第五項」に、「第百三十三号の様式」を「第百六号の様式」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第八十五条の二第一項」の下に「（第四号に係る部分に限る。）」を加え、「種別割」を「自動車税」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「種別割の」を「自動車税の」に改め、同項第一

号中「種別割に」を「自動車税に」に、「種別割額」を「自動車税額」に、「第六項」を「第八項」に改め、同号の表中「種別割」を「自動車税」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第八十五条の二第一項」の下に「（第三号に係る部分に限る。）」を加え、「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号中「身体障害者等」の下に「（身体障害者又は精神障害者をいう。第三号において同じ。）」を加え、同項第三号中「介護者」を「その者を継続して日常的に介護する者で、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に規定する福祉に関する事務所をいう。以下この号において同じ。）の長（福祉事務所を設置しない町村にあつては、町村の長）、健康福祉部地域福祉課長又は保健所の長の確認を受けたもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

条例第八十五条の二第一項第三号の身体に障害を有する者のうち歩行が困難な者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条の規定による身体障害者手帳（第九項において「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

| 障害の区分 | 障害の級別 | |
|--------------------------|-----------------------------|------|
| | 移動機能 | 上肢機能 |
| 視覚障害 | 一級 二級 三級 四級 | |
| 聴覚障害 | 二級 三級 | |
| 平衡機能障害 | 三級 | |
| 音声機能障害 | 三級（こつと摘出による音声機能障害がある場合に限る。） | |
| 上肢不自由 | 一級 二級 三級 | |
| 下肢不自由 | 一級 二級 三級 四級 五級 六級 | |
| 体幹不自由 | 一級 二級 三級 五級 | |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 一級 二級 三級 四級 五級 六級 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------|---------|-------------------------|---------|-------------------------|---------------|-------------------------|---------|--|---------------------|-------------------------|--------|---|---|---------------------------------------|---|---------|------------------|---------|------------------|---------------|------------------|---------|------------------|--------|------------------|
| <table border="1"> <tr><td>心臓機能障害</td><td>一級 三級</td></tr> <tr><td>じん臓機能障害</td><td>一級 三級</td></tr> <tr><td>呼吸器機能障害</td><td>一級 三級</td></tr> <tr><td>ぼうこう又は直腸の機能障害</td><td>一級 三級</td></tr> <tr><td>小腸の機能障害</td><td>一級 三級</td></tr> <tr><td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td><td>一級 二級 三級</td></tr> <tr><td>肝臓機能障害</td><td>一級 二級 三級</td></tr> </table> | 心臓機能障害 | 一級 三級 | じん臓機能障害 | 一級 三級 | 呼吸器機能障害 | 一級 三級 | ぼうこう又は直腸の機能障害 | 一級 三級 | 小腸の機能障害 | 一級 三級 | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 一級 二級 三級 | 肝臓機能障害 | 一級 二級 三級 | <table border="1"> <tr><td>心臓機能障害</td><td>款症 三款症</td></tr> <tr><td>じん臓機能障害</td><td>特別項症 一項症 二項症 三項症</td></tr> <tr><td>呼吸器機能障害</td><td>特別項症 一項症 二項症 三項症</td></tr> <tr><td>ぼうこう又は直腸の機能障害</td><td>特別項症 一項症 二項症 三項症</td></tr> <tr><td>小腸の機能障害</td><td>特別項症 一項症 二項症 三項症</td></tr> <tr><td>肝臓機能障害</td><td>特別項症 一項症 二項症 三項症</td></tr> </table> | 心臓機能障害 | 款症 三款症 | じん臓機能障害 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 | 呼吸器機能障害 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 | ぼうこう又は直腸の機能障害 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 | 小腸の機能障害 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 | 肝臓機能障害 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 |
| 心臓機能障害 | 一級 三級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| じん臓機能障害 | 一級 三級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 呼吸器機能障害 | 一級 三級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | 一級 三級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小腸の機能障害 | 一級 三級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 一級 二級 三級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 肝臓機能障害 | 一級 二級 三級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 心臓機能障害 | 款症 三款症 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| じん臓機能障害 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 呼吸器機能障害 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小腸の機能障害 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 肝臓機能障害 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定による戦傷病者手帳（第九項において「戦傷病者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三に定める重度障害又は障害の程度に該当する障害を有するもの</p> | <p>2 条例第八十五条の二第二項第三号の精神障害者のうち歩行が困難な者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳（第九項において「療育手帳」という。）の交付を受けている者のうち重度の障害を有するもの</p> <p>二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳（第九項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級の障害を有するもの</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>障 害 の 区 分</td><td>重 度 障 害 又 は 障 害 の 程 度</td></tr> <tr><td>視覚障害</td><td>特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症</td></tr> <tr><td>聴覚障害</td><td>特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症</td></tr> <tr><td>平衡機能障害</td><td>特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症</td></tr> <tr><td>音声機能障害</td><td>特別項症 一項症 二項症（こうとう摘出による音声機能障害がある場合に限る。）</td></tr> <tr><td>上肢不自由</td><td>特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症</td></tr> <tr><td>下肢不自由</td><td>特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症 五項症 六項症 一款症 二款症 三款症</td></tr> <tr><td>体幹不自由</td><td>特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症 五項症 六項症 一款症 二</td></tr> </table> | 障 害 の 区 分 | 重 度 障 害 又 は 障 害 の 程 度 | 視覚障害 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症 | 聴覚障害 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症 | 平衡機能障害 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症 | 音声機能障害 | 特別項症 一項症 二項症（こうとう摘出による音声機能障害がある場合に限る。） | 上肢不自由 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症 | 下肢不自由 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症 五項症 六項症 一款症 二款症 三款症 | 体幹不自由 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症 五項症 六項症 一款症 二 | <p>第八十七条の四の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第八十五条の二第一項」の下に「（第五号に係る部分に限る。）」を加え、「種別割の」を「自動車税の」に改め、同項第五号中「第八十三条の八第一項第二号若しくは第三号」を「第八十七条の二第一項第二号若しくは第三号」に改め、同項第八号中「種別割」を「自動車税」に改め、「道路運送車両法」の下に「昭和二十六年法律第百八十五号」を加え、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号中「第百三号の十二様式」を「第百六号の六様式」に改め、同項第二号中「第百六号の八様式」を「第百六号の七様式」に改め、同項第三号中「第百六号の九様式」を「第百六号の八様式」に改め、同条第三項中「第八十三条の七第六項」を「第八十七条第三項」に改める。</p> <p>附則第七条及び第八条を削る。</p> <p>様式目次中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、</p> <p>「第百三号の二様式 自動車税環境性能割修正申告書 第八十三条の二第二項</p> | | | | | | | | | | |
| 障 害 の 区 分 | 重 度 障 害 又 は 障 害 の 程 度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 視覚障害 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 聴覚障害 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平衡機能障害 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 音声機能障害 | 特別項症 一項症 二項症（こうとう摘出による音声機能障害がある場合に限る。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上肢不自由 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下肢不自由 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症 五項症 六項症 一款症 二款症 三款症 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体幹不自由 | 特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症 五項症 六項症 一款症 二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第七号様式

の代替自動車等に対する自動車
税（環境性能割・種別割）の納
税義務免除（還付）申請書
及び第三項並びに
附則第八条第一項
及び第三項
を削る。

第十二号様式裏面を次のように改める。

(裏面)

(納付場所等)

1 納付場所等は、次のとおりです。

(1) e L-Q Rに対応する金融機関

※ e L-Q Rを利用して納付することができます。対応する金融機関の詳細については、地方税共同機構のHPをご確認ください。

(2) 岐阜県内の普通銀行、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所

(3) 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店

(4) ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局

(5) 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗（個人事業税、不動産取得税、自動車税又は鉾区税のうちその納付額が30万円以下のもの、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限り。）

セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ローソン

(6) 地方税お支払サイトにおいて、クレジットカード又はインターネットバンキングを利用して納付することができます。また、e L-Q Rの読取りに対応したスマートフォン決済アプリから直接納付することもできます。詳しくは「地方税お支払サイト」をご確認ください。

(7) マルチペイメントネットワーク (Pay-easy (ペイジー)) に対応しているインターネットバンキング、モバイルバンキング (インターネット等による金融機関との取引)、ATM (現金自動預払機) 等を利用して納付することができます。

(ご注意)

スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング等を利用して納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア、県税事務所等の窓口で納付してください。

(延滞金)

2 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））となります。

(督促)

3 納期限までに税金が完納されないときは、納期限後20日以内に督促状を發します。

(滞納処分)

4 督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。

(審査請求)

5 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めると

ころにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴え)

6 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第十七号様式

| | | |
|---------|------------|-------|
| 自動車税種別割 | 不動産取得税 | 個人事業税 |
| 29 | 06 | 04 |
| 自動車税 | その他の税目 () | |
| 10 | | |

と

自動車税 不動産取得税 個人事業税

その他の税目 ()

「自動車税種別割」や「自動車税」に

改める。

第十七号様式の中に「自動車税種別割用」や「自動車税用」に「自動車税種別割で」や「自動車税で」に「自動車税種別割の」や「自動車税の」に「自動車税種別割を」を「自動車税を」に改める。

第四十一号様式裏面を次のように改める。

(裏面)

あなた（貴社）の県税が表面のとおり滞納となつていますので、滞納となつている税目別に以下の表の規定及び岐阜県税条例第15条の規定により、督促状を發します。

| 税 目 | 根 拠 規 定 |
|-------------|-----------------------------|
| 法人県民税 | 地方税法第66条 |
| 県民税利子割 | 地方税法第71条の17 |
| 県民税配当割 | 地方税法第71条の38 |
| 県民税株式等譲渡所得割 | 地方税法第71条の58 |
| 法人事業税、個人事業税 | 地方税法第72条の66 |
| 不動産取得税 | 地方税法第73条の34 |
| 県たばこ税 | 地方税法第74条の25 |
| ゴルフ場利用税 | 地方税法第92条 |
| 軽油引取税 | 地方税法第144条の49 |
| 自動車税 | 地方税法第166条 |
| 敏区税 | 地方税法第198条 |
| 県固定資産税 | 地方税法第745条第1項において準用する同法第371条 |
| 狩猟税 | 地方税法第700条の64 |
| 乗鞍環境保全税 | 岐阜県乗鞍環境保全条例第13条第2項 |

(納付方法)

- 1 この督促状の金額を納めるときは、先に送付しました納付書によつて納めてください。
- 2 (納付場所等)
 - (1) eL-QRに対応する金融機関
 - ※ eL-QRを利用して納付することができます。対応する金融機関の詳細については、地方税共同機構のHPをご確認ください。
 - (2) 岐阜県内の普通銀行、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本
店、支店、支所又は出張所
 - (3) 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店

- (4) ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局
- (5) 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗（個人事業税、不動産取得税、自動車税又は鉾区税のうちその納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限ります。）
セブンイレブン デイリーヤマザキ フラミリーマート ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- (6) 地方税お支払サイトにおいて、クレジットカード又はインターネットバンキングを利用して納付することができません。また、e-LQRの読取りに対応したスマートフォン決済アプリから直接納付することもできません。詳しくは「地方税お支払サイト」をご確認ください。
- (7) パルチペイメントネットワーク (Pay-easy (ペイジー)) に対応しているインターネットバンキング、モバイルバンキング (インターネット等による金融機関との取引)、ATM (現金自動預払機) 等を利用して納付することができません。
- (ご注意)
スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング等を利用して納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア、県税事務所等の窓口で納付してください。
- (延滞金)
- 3 税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、令和3年1月1日以後の期間について当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる税額の区分に応じ(1)から(4)までに定める期間については、年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間について特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）、令和3年1月1日以後の期間について延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合））となります。

- (1) 賦課決定に係る税額、申告書（法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書を除く。）に係る税額又は納期限以前に提出した申告書（法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書に限る。）に係る税額 これらの納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
 - (2) 納期限後に提出した申告書（法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書に限る。）に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間
 - (3) 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日（修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間
 - (4) 更正又は決定により納付すべき税額 納期限の翌日から更正又は決定により納付すべき期限までの期間又は当該期限の翌日から1か月を経過する日までの期間（滞納処分）
- 4 この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日（例：20日発付のときは30日）までに完納されないうときは、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることができます。（審査請求）
 - 5 この督促について、不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この督促状を受けた日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限まで）に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。（処分の取消しの訴え）
 - 6 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁判がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第七十五号第七号「自動車税種別割用」や「自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)」や「自動車税納税証明書」である。

第八十三号第七号

| | | |
|---------------------|-------------------------|-------------------------|
| 申告期限延長(事務所設置の場合) | 法人県民税：延長なし ・延長あり(ヶ月) | 法人事業税：延長なし ・延長あり(ヶ月) |
| | 申告期限延長(事務所設置の場合) | 法人県民税：延長なし ・延長あり(ヶ月) |
| 完全支配関係がある特定法人に関する事項 | 本店所在地 | |
| | 名称 | |

である。

第七十三号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第七十四号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第七十五号第七号「第83条の1関係」や「第83条の2関係」である。

第七十六号第七号「自動車税種別割納税証明書交付申請書」や「自動車税納税証明書交付申請書」である。

第七十七号第七号「自動車税種別割納税証明書」や「自動車税納税証明書」である。

第七十八号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第七十九号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第八十号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第八十一号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第八十二号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第八十三号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第八十四号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第八十五号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第八十六号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第八十七号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第八十八号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第八十九号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第九十号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第九十一号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第九十二号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第九十三号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第九十四号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第九十五号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第九十六号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。


第九十七号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第九十八号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第九十九号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

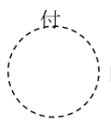
第一百号第七号「自動車税種別割」や「自動車税」である。

第106号様式 (用紙日本産業規格A4) (第87条関係)

| | | | | | | | |
|--|---------------------------------|---|-------|------|--|---|---|
| <div style="text-align: center;">  </div> | | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">処理事項</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">※</td><td style="text-align: center;">※</td></tr> </table> | | 処理事項 | | ※ | ※ |
| | | 処理事項 | | | | | |
| ※ | ※ | | | | | | |
| 年 月 日 | 住 所 (所 在 地) | | | | | | |
| 自動車税事務所長 様 (県税事務所長) | 氏 名 (法人にあつてはその 名称及び代表者氏名) | | | | | | |
| | この申請書について 応答する係氏名 | 電話番号 | | | | | |
| 災害による自動車税減免申請書 | | | | | | | |
| 区 分 | 代替取得した自動車 | 被災した自動車 | | | | | |
| 登 録 番 号 | | | | | | | |
| 自 動 車 の 種 別 ・ 車 名 | | | | | | | |
| 自 動 車 の 年 式 | | | | | | | |
| 登 録 (取 得) 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | |
| 抹 消 登 録 年 月 日 | / | | 年 月 日 | | | | |
| 自 動 車 の 価 額 | 円 | 円 | | | | | |
| 損 害 を 受 け た 額 | / | | | | | | |
| 保 険 金 ・ 損 害 賠 償 金 等 | / | | | | | | |
| 被 災 年 月 日 | / | | 年 月 日 | | | | |
| 車 台 番 号 | / | | | | | | |
| 主 たる 定 置 場 | / | | | | | | |
| 減 免 申 請 内 容 | 課 税 年 度 | | | | | | |
| | 税 額 | 円 | | | | | |
| | 減 免 申 請 額 | 円 | | | | | |

- 備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。
- 2 申請者が岐阜県税条例施行規則第87条第1項第2号に掲げるものである場合には、「車台番号」及び「主たる定置場」の欄の記載を要しない。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第106号の4様式（用紙日本産業規格A4）（第87条の3関係）

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|-------|-----------|---|----|----|----|----|
| <div style="text-align: center;">  </div> | | 処理事項 | | | | | | | |
| | | ※ | ※ | | | | | | |
| 受 年 月 日 自動車税事務所長 様 (県税事務所長) | 住 所 | 〒 — | | | | | | | |
| | フリガナ | | | | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | | | | |
| | 電 話 番 号 | () | | | | | | | |
| 身体障害者等に係る自動車税減免申請書 | | | | | | | | | |
| 申請理由 | <input type="checkbox"/> 本人運転 <input type="checkbox"/> 生計同一者運転 (18歳以上) <input type="checkbox"/> 生計同一者運転 (18歳未満) <input type="checkbox"/> 常時介護者運転 | | | | | | | | |
| 障 害 者 の 状 況 | 申請者の関係 | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他() | | | | | | | |
| | 住 所 | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ (省略) | | | | | | | |
| | フリガナ 氏 名 | (年 月 日生) | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 | 手帳番号 | 年 月 日 | | | | | | |
| 障 害 者 名 | 障 害 の 等 級 程 度 (総 合 判 定) 級 | | | | | | | | |
| 運 転 者 の 状 況 | 障 害 者 関 係 | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他() | | | | | | | |
| | 住 所 | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ (省略) | | | | | | | |
| | 氏 名 | (年 月 日生) | | | | | | | |
| | 免許証番号 | 有効期限 | 年 月 日 | | | | | | |
| | 免許証の種類 | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 普二 <input type="checkbox"/> 中二 <input type="checkbox"/> 大二 | | | | | | | |
| 免許の条件 | <input type="checkbox"/> 眼鏡等 <input type="checkbox"/> AT車に限る <input type="checkbox"/> 中型車(準中型車)は中型車(St) (準中型車(St))に限る <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | |
| 規則第87条の3第6項の該当の有無 | | | | | | | | | |
| ※減免処理事由 | 対 象 自 動 車 | 登 録 (取 得) 年 月 日 | | 登 録 番 号 | | | | | |
| 自動車税 | | 年号 | 年 | 月 | 日 | 陸支 | 車種 | 記号 | 番号 |
| | | | | | | | | | |
| | 課 税 額 ① | 減免申請額 ② | | 減免後の額 ①-② | | | | | |
| 年度自動車税 | 円 | 円 | | 円 | | | | | |
| 申請代理人 | 電話番号 () | | | | | | | | |

- 備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、申請書を提出する際に身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。
- 2 運転する者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該事実を証明する住民票の謄本等を正本に添付すること。
- 3 運転する者が身体障害者等を介護する者である場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める機関の長が発行する証明書を正本に添付すること。
- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳を有する者 市町村長
- (2) 戦傷病者手帳を有する者 健康福祉部地域福祉課長
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を有する者 保健所の長
- 4 ※印の欄は、記載しないこと。
- 5 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第106号の5様式 (用紙日本産業規格A4) (第87条の3関係)

| | | | | | | | | | |
|--|----------------------------|--|-------------------------|---------|------|-----------|-----|----|-----|
| 受 付 印 年 月 日 自動車税事務所長 様 (県税事務所長) | | 申請者 (納税義務者) | 住 所 | | 〒 - | | | | |
| | | | フリガナ | | | | | | |
| 氏 名 | | | (法人にあつてはその 名称及び代表者名) | | | | | | |
| 電 話 番 号 | | | () | | | | | | |
| 構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車に係る自動車税減免申請書 | | | | | | | | | |
| 自動車 の 状 況 | 車体の形状 | <input type="checkbox"/> 車椅子移動車 <input type="checkbox"/> 身体障害者輸送車 <input type="checkbox"/> 入浴車 | | | | | | | |
| | 使用目的 | | | | | | | | |
| | 構造の明細 | | | | | | | | |
| 利 用 者 の 状 況 | <個人利用> 特定の個人が 利用する場合 | 住 所 | 〒 - | | | | | | |
| | | フリガナ 氏 名 | | | 生年月日 | 年 月 日 | | | |
| | | 申請者との続柄 | | | | | | | |
| | | 添付書類等 | | | | | | | |
| | 規則第87条の3 第6項の該当の 有無 | | | | | | | | |
| <事業利用> 不特定者が 利用する場合 | 添付書類等 | | | | | | | | |
| ※減免処理事由 | | 対 象 自動車 | 登録 (取得) 年月日 | | | 登 録 番 号 | | | |
| 自動車税 | | | 年 | 月 | 日 | 陸支 | 車 種 | 記号 | 番 号 |
| | | | | | | | | | |
| | | 課税額 ① | | 減免申請額 ② | | 減免後の額 ①-② | | | |
| 年度自動車税 | | 円 | | 円 | | 円 | | | |
| 申請代理人 | | 電話番号 () | | | | | | | |

備考 1 この申請書は、正副2通提出することとし、正本には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

3 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第106号の6様式 (用紙日本産業規格A4) (第87条の4関係)

| | | | | | |
|---|-----------------|-------------------------------|--------|---------------------------------|--|
| 付 受 ○ 印 | | 申請者(納税義務者) | | 住 所 (所在地) | |
| 年 月 日 | | | | 氏 名 (法人にあつてはその 名称及び代表者氏名) | |
| 自動車税事務所長 様 (県税事務所長) | | | | 電 話 番 号 () | |
| 公益等による自動車税減免申請書 | | | | | |
| 自 動 車 | 登 録 番 号 | | | | |
| | 種 別 | | | | |
| | 車 名 | | | | |
| | 乗車定員又は 最大積載量 | 人 トン | | | |
| | 主たる定置場 | | | | |
| | 取 得 年 月 日 | 年 月 日 | | | |
| 減免処理事由※ | | 減 免 を 受 け よ う と す る 理 由 | | | |
| 自動車税 | | | | | |
| | | | | | |
| | | 課 税 額 ① | 減免申請額② | 減免後の額 ①-② | |
| 年度自動車税 | | 円 | 円 | 円 | |
| この申請書について 応 答 す る 者 | | 電話番号 () | | | |

- 備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第106号の7様式 (用紙日本産業規格A4) (第87条の4関係)

| | | | | |
|--|------------------|--|------|--|
| <div style="text-align: center;">  </div> 年 月 日 自動車税事務所長様 | 所在地 | | | |
| | 法人名 | | | |
| | 代表者氏名 | | | |
| | この申請書について応答する係氏名 | | 電話番号 | |

| 処理事項 | |
|------|---|
| ※ | ※ |

自動車税の減免対象バス車両指定申請書

標記のことについて、 年度分の自動車税を減免されたく次のとおり申請いたします。

記

- 1 減免対象バス車両の総数 両
- 2 減免対象バス車両の指定等

| 区分 | 登録番号 | 乗車定員 | 4月1日から4月7日までににおける | | 生活路線走行率 ② / ① | 当該車両の主たる置場 | 減免申請額 |
|----|------|------|-------------------|--------------------|------------------|------------|-------|
| | | | 当該車両の全走行キロ数 ① | ①のうち生活路線走行キロ数 ② | | | |
| | | 人 | km | km | % | | 円 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

- 備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第百六号の八様式を削る。

第百六号の九様式中「**自動車税減免申請書**」を「**自動車税減免申請書**」に改め、同様式別紙中「**自動車税減免申請書**」を「**自動車税減免申請書**」に改め、同様式を第百六号の八様式とする。

附則別記第七号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の岐阜県条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の岐阜県条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第三十三号

特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則（平成十三年岐阜県規則第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

別記様式中、「第4条」及び「**自動車税減免申請書**」を削り、

| | | | | | |
|-----------|-------|---|----|---|---|
| 自動車税減免申請書 | 登録番号 | <input type="checkbox"/> 岐阜 <input type="checkbox"/> 岐阜 <input type="checkbox"/> 飛騨 (車名:) | | | |
| | 取得年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 用途 | 使用目的 | 車種区分 | かな | 番 | 号 |

を

削 除

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三号

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税事務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出し及び同条第一項並びに第四十八条第二項中「種別割の」を削る。
第五十七条第三項中第五号を削り、第六号を第五号とする。
第五十九条中「第七十六条第四項」を「第七十六条第三項」に改める。

総 務 部

出 納 事 務 局

各 県 税 事 務 所

自 動 車 税 事 務 所

第七十六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第二百二十六条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改める。

第二百二十六条の二から第二百二十六条の九までを削る。

第二百二十六条の十の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割申告書」を「自動車税申告書」に改め、同条を第二百二十六条の二とする。

第二百二十七条第二項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第二百二十八条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「種別割の」を「自動車税の」に、「自動車税種別割賦課決定等決議書」を「自動車税賦課決定等決議書」に、「別記第二百二十九号の三様式」を「別記第二百四十六号様式」に改め、同条第四項中「自動車税種別割賦課決定等決議書」を「自動車税賦課決定等決議書」に、「別記第二百二十九号の三様式」を「別記第二百四十六号様式」に改める。

第二百三十一条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割の」を「自動車税の」に、「自動車税種別割賦課決定等決議書」を「自動車税賦課決定等決議書」に改め、同条第二項中「種別割の」を「自動車税の」に改め、同項第二号中「自動車税種別割賦課決定等決議書」を「自動車税賦課決定等決議書」に改め、同条第三項中「種別割の」を「自動車税の」に、「自動車税種別割賦課決定等決議書」を「自動車税賦課決定等決議書」に、「別記第二百二十九号の三様式」を「別記第二百四十六号様式」に改める。

第二百三十二条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第二百三十三条第一項中「第八十三条の十一第一項」を「第八十三条の二第一項」に改め、同条第二項中「第八十三条の十一第二項」を「第八十三条の二第二項」に改める。

第二百三十四条の見出し中「種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第二百三十五条を次のように改める。

（自動車税の減免）

第三百三十五条 自動車税事務所長は、規則第八十七条第二項、第八十七条の二第三項、第八十七条の三第七項又は第八十七条の四第二項の規定による減免申請書の提出があつたときは、当該申請書によつて減免について決議しなければならない。

2 規則第八十七条第三項（規則第八十七条の二第四項、第八十七条の三第十項又は第八十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、その旨を前項の申請書の副本に記載して行わなければならない。

3 自動車税事務所長は、条例第八十五条の二第二項第三号に掲げる者から規則第八十七条の三第七項の規定による減免申請書の提出があつたときは、条例第八十五条の二第四項の規定により提示された規則第八十七条の三第九項に規定する書類に別記第二百四十九号様式による減免申請済印を押印しなければならない。ただし、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により減免申請書の提出があつた場合は、この限りでない。

第三百三十六条（見出しを含む。）中「種別割申告書」を「自動車税申告書」に改める。附則第四項及び第五項を削る。

別記様式目次中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に、「第一条、第二百二十五条の七第一項並びに第二百二十六条の八第三項」を「第一条並びに第二百二十五条の七第一項」に、「第八十九条の二第一項、第二百二十五条の七第一項並びに第二百二十六条の八第三項」を「第八十九条の二第一項、第一条の二並びに第二百二十五条の七第一項並びに附則第三項」に、「自動車税種別割を」を「自動車税を」に、「自動車税種別割徴収関係書類等引継（引受）書」を「自動車税徴収関係書類等引継（引受）書」に、「自動車税種別割課税地異動通知書」を「自動車税課税地異動通知書」に、「第四十五条第八項」を「第四十五条第十一項」に、「自動車税種別割賦課決定明細表兼調定明細表」を「自動車税賦課決定明細表兼調定明細表」に改め、「第四項及び第五項」を削り、「第七十六条第五項」を「第七十六条第四項」に、「自動車税種別割課税免除自動車承認取消通知書」を「自動車税課税免除自動車承認取消通知書」に改め、「第二百三十九号の二様式」を「第二百二十六条の二様式」に改める。

| | | |
|---|------------------|-------|
| 式 | 議書 | 条の三四 |
| 式 | 項及び第五 | 項及び第五 |
| 式 | 課等明細表 | 条の三四 |
| 式 | 自動車税（環境性能割・種別割）賦 | 条の三四 |
| 式 | 第二百二十九号の三様式 | 条の三四 |

| | |
|--|---|
| <p>「自動車税種別割納税通知書」を「自動車税納税通知書」に、「自動車税種別割増額納税通</p> | <p>知書」を「自動車税増額納税通知書」に、「自動車税種別割減額通知書」を「自動車税減額通知書」に、</p> <p>「第二百四十九号様式 削除」を</p> <p>「第二百四十九号様式 自動車税減免申請済印 第三百三十五」に改める。</p> <p>「第二百四十九号様式 自動車税減免申請済印 第三百三十五」に改める。</p> |
| <p>「自動車税種別割賦課決定等決議書」を「自動車税賦課決定等決議書」に、「第三百三十一項から第三項まで」を「第三百二十八条第三項及び第四項並びに第三百三十一條第一項から第三項まで」に、</p> <p>「第二百四十六号様式 削除」を</p> <p>「第二百四十六号様式 自動車税賦課等明細表 第三百二十八」に改める。</p> | <p>別記第三号様式その二中「(自動車税種別割増額)」を「(自動車税)」に、</p> <p>「岐阜県自動車税種別割増額納税通知書」を「岐阜県自動車税」に改める。</p> <p>別記第五号様式中「(自動車税種別割増額)」を「(自動車税)」に改める。</p> <p>別記第十三号様式から別記第十三号の四様式までの規定中、「第126条の8」を削る。</p> <p>別記第十四号様式中「第89条の2」を「第89条の2、第101条の2」に、「第126条の8」を「第101条」に改める。</p> <p>別記第三十七号様式その一裏面を次のように改める。</p> |
| <p>「自動車税種別割賦課決定等決議書」を「自動車税賦課決定等決議書」に、「第三百三十一項から第三項まで」を「第三百二十八条第三項及び第四項並びに第三百三十一條第一項から第三項まで」に、</p> <p>「第二百四十六号様式 削除」を</p> <p>「第二百四十六号様式 自動車税賦課等明細表 第三百二十八」に改める。</p> | <p>別記第三号様式その二中「(自動車税種別割増額)」を「(自動車税)」に、</p> <p>「岐阜県自動車税種別割増額納税通知書」を「岐阜県自動車税」に改める。</p> <p>別記第五号様式中「(自動車税種別割増額)」を「(自動車税)」に改める。</p> <p>別記第十三号様式から別記第十三号の四様式までの規定中、「第126条の8」を削る。</p> <p>別記第十四号様式中「第89条の2」を「第89条の2、第101条の2」に、「第126条の8」を「第101条」に改める。</p> <p>別記第三十七号様式その一裏面を次のように改める。</p> |
| <p>「自動車税種別割賦課決定等決議書」を「自動車税賦課決定等決議書」に、「第三百三十一項から第三項まで」を「第三百二十八条第三項及び第四項並びに第三百三十一條第一項から第三項まで」に、</p> <p>「第二百四十六号様式 削除」を</p> <p>「第二百四十六号様式 自動車税賦課等明細表 第三百二十八」に改める。</p> | <p>別記第三号様式その二中「(自動車税種別割増額)」を「(自動車税)」に、</p> <p>「岐阜県自動車税種別割増額納税通知書」を「岐阜県自動車税」に改める。</p> <p>別記第五号様式中「(自動車税種別割増額)」を「(自動車税)」に改める。</p> <p>別記第十三号様式から別記第十三号の四様式までの規定中、「第126条の8」を削る。</p> <p>別記第十四号様式中「第89条の2」を「第89条の2、第101条の2」に、「第126条の8」を「第101条」に改める。</p> <p>別記第三十七号様式その一裏面を次のように改める。</p> |
| <p>「自動車税種別割賦課決定等決議書」を「自動車税賦課決定等決議書」に、「第三百三十一項から第三項まで」を「第三百二十八条第三項及び第四項並びに第三百三十一條第一項から第三項まで」に、</p> <p>「第二百四十六号様式 削除」を</p> <p>「第二百四十六号様式 自動車税賦課等明細表 第三百二十八」に改める。</p> | <p>別記第三号様式その二中「(自動車税種別割増額)」を「(自動車税)」に、</p> <p>「岐阜県自動車税種別割増額納税通知書」を「岐阜県自動車税」に改める。</p> <p>別記第五号様式中「(自動車税種別割増額)」を「(自動車税)」に改める。</p> <p>別記第十三号様式から別記第十三号の四様式までの規定中、「第126条の8」を削る。</p> <p>別記第十四号様式中「第89条の2」を「第89条の2、第101条の2」に、「第126条の8」を「第101条」に改める。</p> <p>別記第三十七号様式その一裏面を次のように改める。</p> |

別記第三十七号表にその三第回中「(自動車税種別割)」を「(自動車税)」とし、「**岐阜県自動車税種別割**」を「**岐阜県自動車税**」とし、「(自動車税種別割督促状兼領収証書)」を「**自動車税督促状兼領収証書**」とし、「**回替代屬回**」を次のようにする。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

(裏面)

【お知らせ】
あなた(貴社)の自動車税が表面のとおり滞納となつていますので、地方税法第166条及び岐阜県税条例第15条の規定により、督促状を致します。

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されたいときは、地方税法第168条及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。
(審査請求)

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内(当該期限の到来よりも地方税法第19条の4の規定による期限の到来が早いときは、その期限まで)に、岐阜県知事に対し審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
(処分の取消しの訴え)

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を結了後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかにも該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他、判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
【延滞金について】
納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセントの割合(平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)と年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合を加算し、納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については、年7.3パーセントの割合(当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間について特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合)と年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該期間に満たない場合は、年7.3パーセントの割合)となります。

表面に延滞金額が印刷されているものは、発付日の翌日現在の延滞金が記載されています。納付が遅れますと延滞金が増えます。増加分については、後日、納付書が送付されますので、必ず増加分の延滞金の納付もしてください。

【納付場所】

○e-LEQRに対応する金融機関
※岐阜県納入済通知書(自動車税)の領収日付印欄の下に記載のe-LEQRを利用できます。対応する金融機関の詳細については、地方税共同機構のHPをご確認ください。



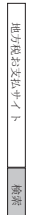
- 岐阜県内の普通銀行、信用金庫、東海労働信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
- 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店並びにみずほ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
- ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局
- 岐阜県内の県税事務所及び自動車税事務所

(左記納付場所の続き)

- 次に掲げるコンビニエンスストア等
- セブンイレブン
- デイリーヤマザキ
- ファミリーマート
- ミニストップ
- ヤマザキスーパーパートナーショップ
- ローソン
- MMK端末を設置する店舗

コンビニ等取扱期限後は、コンビニ等で納付できません。

○地方税お支払サイトにおいて、クレジットカード又はインターネットで決済することができません。また、e-LEQRの読取りに対応したスマートフォン決済アプリから直接納付することはできません。詳しくは「地方税お支払サイト」をご確認ください。



○ペイメントネットワーク(Payment Network)に対応しているインターネット等による金融機関との取引、ATM(現金自動預払機)等を利用して納付することができます。

(ご注意)

スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング等を利用して納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア、県税事務所等の窓口で納付してください。

第163号様式付表 3 (用紙日本産業規格 A 4) (第63条関係)

年度 収入未済額に関する調(1)

作成日: 年 月 日

(単位:円)

| 税目 | 区分 | 財産差押① | | 換価猶予② | | 執行停止③ | | 徴収猶予④ | | 徴収嘱託⑤ | | 交付要求⑥ | |
|-----------|-------------------|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
| | | 件数 | 税額 | 件数 | 税額 | 件数 | 税額 | 件数 | 税額 | 件数 | 税額 | 件数 | 税額 |
| 個人県民税 | 均等割及び所得割 | | | | | | | | | | | | |
| | 配当割 | | | | | | | | | | | | |
| | 株式等譲渡所得割 | | | | | | | | | | | | |
| | 法人県民税 | | | | | | | | | | | | |
| 県民税利子割 | | | | | | | | | | | | | |
| 個人事業税 | | | | | | | | | | | | | |
| 法人事業税 | | | | | | | | | | | | | |
| 不動産取得税 | | | | | | | | | | | | | |
| 県たばこ税 | | | | | | | | | | | | | |
| ゴルフ場利用税 | | | | | | | | | | | | | |
| 軽油引取税 | | | | | | | | | | | | | |
| 自動車税 | | | | | | | | | | | | | |
| 鉱区税 | | | | | | | | | | | | | |
| 狩猟税 | | | | | | | | | | | | | |
| 乗鞍環境保全税 | | | | | | | | | | | | | |
| (旧法)自動車税 | | | | | | | | | | | | | |
| (旧法)軽油引取税 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |
| 税外収入 | 加算金 | | | | | | | | | | | | |
| | 過少申告 不申告 重計 | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | | | | |

備考 第3号様式その1の備考は、この様式について準用する。

第163号様式付表4 (用紙日本産業規格A4) (第63条関係)

年度

差押えに関する調

作成日: 年 月 日

| 区分 | 差押え | | 本年度中差押額 | | 計 | | 差押解除 | | その他 | | 差引本年度末差押額 | |
|-----|-----------------------|-------|--------------|---------|------------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|------------|-------|
| | ① 前年度未差押額 金額(円) | 件数(件) | ② 金額 円 | 件数 件 | ①+②=③ 金額 円 | 件数 件 | ④ 金額 円 | 件数 件 | ⑤ 金額 円 | 件数 件 | ⑥ 金額(円) | 件数(件) |
| 県民税 | 個人 | | | | | | | | | | | |
| | 均等割及び所得割 | | | | | | | | | | | |
| | 配当割 | | | | | | | | | | | |
| | 株式等譲渡所得割 | | | | | | | | | | | |
| 事業税 | 法人 | | | | | | | | | | | |
| | 利子割 | | | | | | | | | | | |
| | 個人 | | | | | | | | | | | |
| | 法人 | | | | | | | | | | | |
| 本 | 不動産取得税 | | | | | | | | | | | |
| | 県たばこ税 | | | | | | | | | | | |
| | ゴルフ場利用税 | | | | | | | | | | | |
| | 軽油引取税 | | | | | | | | | | | |
| | 自動車税 | | | | | | | | | | | |
| 税 | 鉱区税 | | | | | | | | | | | |
| | 狩猟税 | | | | | | | | | | | |
| | 乗鞍環境保全税 | | | | | | | | | | | |
| | (旧法)自動車税 | | | | | | | | | | | |
| | (旧法)軽油引取税 | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | |
| 税 | 過少申告加算金 | | | | | | | | | | | |
| 外 | 不申告加算金 | | | | | | | | | | | |
| 収 | 重加算金 | | | | | | | | | | | |
| 入 | 計 | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | | | |

備考 第3号様式その1の備考は、この様式について準用する。

第163号様式付表5 (用紙日本産業規格A4) (第63条関係)

事務期: 年度 執行停止に関する欄

作成日: 年 月 日

| 区分 | 執行停止額 | | 本年度中執行停止額 | | 計 | 本年度中の不納欠損額及び執行停止取消額 | | 差引本年度末執行停止額 | | 内訳 | | | | | |
|---------|---------|----------|-----------|---------|---|---------------------|---------|-------------|---------|------------------|---------|------------------|---------|------------------|---------|
| | 金額 円 | 件数 件 | 金額 円 | 件数 件 | | 金額 円 | 件数 件 | 金額 円 | 件数 件 | 第1号該当 金額 円 | 件数 件 | 第2号該当 金額 円 | 件数 件 | 第3号該当 金額 円 | 件数 件 |
| 現年課税 | 個人 | 均等割及び所得割 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 配当割 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 株式等譲渡所得割 | | | | | | | | | | | | | |
| | 法人 | 均等割及び所得割 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 配当割 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 株式等譲渡所得割 | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業税 | 個人 | | | | | | | | | | | | | |
| | 法人 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 不動産取得税 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 異たばこ税 | | | | | | | | | | | | | | |
| 自動車税 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自動車重量税 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 船舶税 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乗船環境保全税 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧法 | 自動車税 | | | | | | | | | | | | | | |
| 自動車重量税 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税 | 過少申告加算金 | | | | | | | | | | | | | | |
| 外 | 不申告加算金 | | | | | | | | | | | | | | |
| 収 | 重加算金 | | | | | | | | | | | | | | |
| 入 | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | |

備考 第3号様式その1の備考は、この様式について適用する。

第163号様式付表6 (用紙日本産業規格A4) (第63条関係)

年度 事務所: 課税年度別収入未済額に関する調

作成日: 年 月 日

| 区分 | 年度 | | 年度 | | 年度 | | 年度 | | 年度以前 | | 計 | |
|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 金額 円 | 件数 件 | 金額 円 | 件数 件 | 金額 円 | 件数 件 | 金額 円 | 件数 件 | 金額 円 | 件数 件 | 金額 円 | 件数 件 |
| 県民税 | 個人 | | | | | | | | | | | |
| | 均等割及び所得割 | | | | | | | | | | | |
| | 配当割 | | | | | | | | | | | |
| | 株式等譲渡所得割 | | | | | | | | | | | |
| 法人 | | | | | | | | | | | | |
| 利子割 | | | | | | | | | | | | |
| 事業税 | 個人 | | | | | | | | | | | |
| 法人 | | | | | | | | | | | | |
| 不動産取得税 | | | | | | | | | | | | |
| 県たばこ税 | | | | | | | | | | | | |
| ゴルフ場利用税 | | | | | | | | | | | | |
| 軽油引取税 | | | | | | | | | | | | |
| 自動車税 | | | | | | | | | | | | |
| 船舶区税 | | | | | | | | | | | | |
| 狩猟税 | | | | | | | | | | | | |
| 乗鞍環境保全税 | | | | | | | | | | | | |
| 旧法による税 | 自動車税 | | | | | | | | | | | |
| 軽油引取税 | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | |
| 税 | 過少申告加算金 | | | | | | | | | | | |
| 外 | 不申告加算金 | | | | | | | | | | | |
| 収 | 重加算金 | | | | | | | | | | | |
| 入 | 計 | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | |

備考 第3号様式その1の備考は、この様式について準用する。

(裏面)

(延滞金) 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日後に及び、税額(その額に1,000円未満の端数があるときは、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、)に年14.6パーセントの割合(当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、)を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合(延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合))となります。(督促) 納期限までに税金が完納されないときは、納期限後50日以内に督促状を発送します。(滞納処分) 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法第168条及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。(審査請求) この税の賦課について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができ、なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の目的の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。(処分の取消しの訴え) 処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります)提起することができ、なお、処分の取消し及び当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされています(3)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(納付場所) ○eレ-QRに対応する金融機関 ※岐阜県納入済通知書(自動車税)の領収日付印欄の下に記載のeレ-QRを利用して納付することができます。対応する金融機関の詳細については、地方税共同機構のHPをご確認ください。

共通納税対応金融機関

岐阜県内の普通銀行、信用金庫、東海労働信用組合、信用協同組合連合会、農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所

岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店並びにみずほ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店

ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局

岐阜県内の県税事務所及び自動車税事務所

(左記納付場所の続き) ○次に掲げるコンビニエンスストア等

- ・セブンイレブン
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ
- ・ヤマサキスペシャルパートナーショップ
- ・ローソン
- ・MMK端末を設置する店舗

コンビニ二等取扱期限後は、コンビニ二等で納付できません。

○地方税お支払サイトにおいて、クレジットカード又はインターネットで決済することができ、また、eレ-QRの決済アプリから直接納付することもできます。詳しくは「地方税お支払サイト」をご確認ください。

地方税お支払サイト

○e-assy(ペイジー)に対応しているインターネットバンク、モバイルバンク等の取引、ATM(現金自動預払機)等を利用して納付することができます。

(ご注意) スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンク等を利用して納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア、県税事務所等の窓口で納付してください。

附 則

- 1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別記第六十三号様式付表一から付表七までの規定は、令和八年度以後の年度分の決算の状況を知事に報告する場合について適用し、令和七年度分までの決算の状況を知事に報告する場合については、なお従前の例による。
- 3 改正前の岐阜県税事務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、当分の間使用することができる。

令和八年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社